

## 附属図書館における消耗品の取扱いに関する申合せ

(平成28年4月28日附属図書館長決裁)

[令和3年7月15日最終改正]

- 1 この申合せは、島根大学附属図書館が取扱う資料のうち、図書管理事務取扱要領第2条第一号ただし書に規定する教育・研究上一時的な意義しか有さない（使用予定期間が一年未満のもの）もの（以下、消耗品という。）の取扱基準を定めるものとする。
- 2 別表に定める基準及び対象資料に該当するものは、消耗品として取り扱うことができる。ただし、図書館配架資料は、未製本の逐次刊行物を除き、原則として資産として計上する。
- 3 消耗品は、検収印の押印のみとし、資産として計上せず費用として処理する。
- 4 消耗品は、目録情報の作成及び装備は行わない。ただし、逐次刊行物については、教育・研究の用に供するため、必要に応じて目録情報の作成及び装備を行う。

### 附 則

- 1 この申合せは、平成28年4月28日から実施し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 島根大学学術情報機構附属図書館消耗品取扱要項（平成25年8月2日学術情報機構附属図書館長決裁）は廃止する。

### 附 則

この申合せは、令和3年7月15日から実施する。

別表

基準	対象資料
(1)内容的に利用価値が一時的であると判断されるもの	<p>a. 未製本の逐次刊行物 例) 雑誌, 紀要, 研究報告等</p> <p>b. 新聞類(縮刷版, 累積版を除く)</p> <p>c. 時事関係又は季節関係のもので雑報的性格のもの</p> <p>d. 広告・宣伝を主な内容とするもの</p> <p>e. 逐次改版され内容が更新されるもの 例) コンピュータマニュアル類, 受験参考書, 試験問題集, 出版目録, 時刻表, 旅行案内, 教科書, 学習指導要領, 改訂の多い辞典, 一部の便覧</p> <p>f. より完全な内容のものが現に刊行されるかまたは将来確実に刊行されるもの 例) 抜刷, 予備版, 速報</p>
(2)物理的減耗により, 一年以上の使用が見込めないと判断されるもの	<p>a. 物理的に軽微な装丁であるため, 資料として長期間適切に管理することが困難なもの 例) 小冊子, リーフレット, カード, 1枚物の地図・楽譜, 新書・文庫</p> <p>b. 切り離したり, 書き込んだりして使用することが前提となる形態・構成のもの 例) 楽譜, 語学演習用資料</p> <p>c. 授業や実験, 診療等で頻繁に使用することにより物理的消耗が激しく, 一年以上の使用が困難と考えられるもの 例) 実験手引書, 学生に貸与して使用させる教育用教材</p>
(3)単体では, 独立した内容的価値を有さないもの	<p>例) 物品に付随する取扱説明書, 加除式資料の追録等</p>
(4)その他, 消耗品として処理するのが適当と館長が認めたもの	